

令和 年 寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年 月 日 沖縄県名護市長 殿		整理番号	
住 所		フリガナ	
		氏 名	印
		個人番号	□□□□□□□□□□□□
性 別	男 女		
電話番号		生年月日	明：大 昭：平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、以下の欄に必要な事項を記入してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

### 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 年 寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	沖縄県名護市
-------	--------

## 記入例

**提出日を記入**

太枠内(住所・氏名・フリガナ・電話番号・個人番号・性別・生年月日)を全て記入してください。  
(すでに記載されている場合は、記載内容をご確認ください。)  
修正を行う場合は、見え消し修正のうえ、訂正印を押印してください。

12桁の個人番号(マイナンバー)を記入し、番号・本人確認書類を添付してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成28年2月29日	10,000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

平成28年寄附分 市町村民税  
道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

・この箇所は名護市で記入する部分ですので、記入は不要です。  
・申請書を受理後、記載内容を確認し、この受付書を郵送します。  
・住民税の控除が受けられるまで受領証明書と一緒に保管してください。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者である場合に、チェックをしてください。  
チェックがない場合は、書類を返送させていただくことがあります。

この申告特例申請をする地方団体が5団体以下であると見込まれる場合に、チェックをしてください。  
チェックがない場合は、書類を返送させていただくことがあります。

# 提出書類貼り付け用紙

書面でのご提出をご希望の場合は、①個人番号確認書類、②本人確認書類のコピーを、氏名 / 生年月日 / 住所 / 個人番号が確認できる状態で貼り付けてください。

①個人番号確認書類	②本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカード(裏面) ※個人番号のある面</li><li>↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓</li><li>マイナンバー通知カード</li><li>個人番号が記載された住民票</li></ul> <p>上記いずれかのコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカード(表面)</li><li>運転免許証</li><li>パスポート</li><li>身体障害者手帳(カード型)</li><li>精神障害者保健福祉手帳</li><li>療育手帳(カード型)</li><li>在留カード</li><li>特別永住者証明書</li></ul> <p>上記いずれかの顔写真付き書類のコピー</p> <p>↓顔写真付き書類をお持ちでない場合は↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>介護保険被保険者証</li><li>国民年金手帳</li><li>児童扶養手当証書</li><li>資格確認書 等</li></ul> <p>上記いずれかの書類のコピー 2点*</p>

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

## ①個人番号確認書類 貼付欄

## ②本人確認書類 貼付欄

※重ならないように貼り付けてください。

※上記貼り付け枠よりも大きなサイズの書類は、貼り付けせず、別紙にて同封ください。

# カンタン! 提出書類確認チャート

マイナンバーカードをお持ちですか

はい

いいえ

パターン  
A

1.マイナンバーカード(コピー)(両面)

個人番号確認書類

マイナンバーカード(コピー)(裏面)

ICチップが付いています



マイナンバーが記載されています



本人確認書類

マイナンバーカード(コピー)(表面)

顔写真が付いています



「個人番号カード」と記載されています

公的機関発行の  
顔写真付き  
本人確認書類  
をお持ちですか

はい

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・療育手帳
- ・特別永住者証明書
- ・精神障害者保健福祉手帳

いいえ

パターン  
B

1.マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)  
2.免許証(コピー)もしくはパスポート(コピー)等の顔写真付き書類

個人番号確認書類

マイナンバー通知カード(コピー)もしくは  
住民票(マイナンバー記載あり)(写し)

緑の文字で「通知カード」と記載されています



マイナンバーが記載されています



本人確認書類

免許証(コピー)もしくは  
パスポート(コピー)等

写真がある面をコピーしてください



パターン  
C

1.マイナンバー通知カード(コピー)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)  
2.年金手帳及び資格確認書など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類

マイナンバー通知カード(コピー)もしくは  
住民票(マイナンバー記載あり)(写し)

緑の文字で「通知カード」と記載されています



マイナンバーが記載されています



本人確認書類

年金手帳及び資格確認書など  
自治体が認める公的書類2点以上のコピー

2点以上必要になります



※「2」に該当する本人確認用書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時の氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内(2025年12月1日まで)に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

## 書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。